

令和5年度 第3回 寄居町水道委員会 議事録

1 開催日時及び場所

令和6年2月8日（木） 午後2時00分 から 午後4時15分 まで
寄居町役場 庁議室

2 出席者

委員会委員 12名出席（町議会選出3名、受益者代表7名、知識経験者2名）
アドバイザー 1名（公益社団法人日本水道協会）
事務局 4名（上下水道課4名）

3 委員会次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名人選任

4 議事

（1）新水道料金表策定について

（2）その他

4 閉会

4 会議録（要点記録）

議事

（1）新水道料金表策定について

事務局：概要説明

（添付資料「新水道料金表策定について」「資料No.1」「資料No.2」「参考資料」）

【質疑応答】

会 長： 事務局から細かい説明があったが、委員の皆さんから質問等いただく前に、本日提案された新水道料金案について、アドバイザーさんからどのような点に着目して皆さんにご意見をお願いするかなど、もしアドバイスをいただけることがあればお願いしたい。

アドバイザー： それでは、これから審議するうえでいくつかアドバイスをさせていただく。

まず、料金改定案を審議するうえで他の自治体がどのようにやっているかということ、基本的に他の自治体も今回の寄居町と同じように、いくつかのパターンを提示して、その中でベースの案を作って、審議会等で議論して改定案を作る方法をとっている。こうした複数の案の中から寄居町に一番適しているものを選ぶやり方が、私も良いと考えている。

この料金改定案は、寄居町がコンサルタントの設計事務所のノウハウを活用して作成されたものだと思うので、数字的なものに関しては信頼できる。委員の皆さんはそのパターン案の中身の話をしていけば、問題はないと思うが、その理解で良いか事務局に確認したい。

事務局： 今回の料金改定案は、今日も同席しているコンサルタント並びに公認会計士を交え協議して作成したものである。

全ての料金パターンが改定率22%を満たしているものとして案を出させていたでいており、おっしゃるとおりである。

アドバイザー： それでは、今回提案されたABCの3パターンの中から、寄居町の水道料金に関して適したものはどれかという中身を審議していただければと思う。

審議するうえでの参考に3案について触れさせていただく。

まずA案だが、一律22%を増額という案になっている。事務局の説明のとおり、改定率22%を全ての料金帯で一律に上げるということで公平という点に関しては、概ね同意できる。

だが、この案は基本水量を残した形で改定する唯一の案でもある。基本水量の考え方としては、今の時代の考え方や水道のあり方からすると、実態に合わなくなっているものと考えている。

というのも、基本水量は、もともと水道事業の黎明期に公衆衛生の確保や、水利用の促進といった目的で設けられたシステムであるが、現在では水道の普及が進み、公衆衛生の点などは問題ない状況である。また、当時は水道に馴染みのなかった住民にも、なるべく多く使用してもらうようにという考え方であったが、今の時代は、節水する方向の意識が高まってきている。そういった時代背景も取り込み、事務局でも基本水量廃止の方向であると説明を聞いて感じた。

実際にA案では、基本水量を残すことで、節水などで水量をあまり使っていない人と、20 m³まで使用している人の料金が同じになってしまい、公平性を欠くことにもなりかねない。そういった点がA案の課題だと感じる。

続いてB案だが、こちらは基本水量を廃止して、水量料金が1～10 m³、11～20 m³まで、細かく設定されている。わかりやすく1 m³からの使用水量に見合った水量料金を利用者が支払うことになり、利用実態にあった案となっている。こちらの方が現在料金改定を行う事業者の多くが採用している考え方である。

そのうえで、一般家庭の水量料金の負担率がなるべく上昇しないようにという観点で作られており、どちらかといえば、住民の方々に恩恵が大きい案になっている。そのため、全体のバランスを取るために、大口径で水を大量に使用する工場や事業者の水道料金を高くする設定の案になっている。

これに対してC案は、B案と同じく基本水量を廃止しているが、B案と比較して、口径の大きい工場や事業者の料金を抑えた案となっているため、その分一般家庭の20 m³から上の水量料金を上げている。

基本料金と従量料金の改定率の振り分けでは、B案とC案は全く同じものである。

基本水量を廃止し、基本料金を10%、従量料金を12%改定した料金設定であり、B案とC案を検討するのであれば、一般家庭と事業者の負担割合をどう考えるか議論していただき、どういう形が寄居町にあうのかを考えていただければと思う。

具体的には、3点をメインに審議いただければと思う。まず第一に基本水量の廃止について、それを妥当と思わないような意見があれば出していただきたい。

2点目として、町の実情に合わせて考えたうえで、3案の中でどの案が現在の寄居町の実情に適しているか考えていただきたい。

最後3点目に、どの口径の利用者にどの程度の負担を課すことが適切なのか、そういったところを議論していただきたい。

一点気になる点があり、5ページB案と7ページC案の従量料金表を見比べると、上げ幅の違いがあるが、これは事務局で寄居町の水道の使用量や使用体系などを分

析し、振り分けをしていると思うが、その調整理由について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 先ほどの説明のとおり、少量使用者の公平性確保という課題があり、その観点で1～20m³までの一般家庭等の使用者の部分で基本水量を廃止して、単価を低く設定する案とした。

もう一方の501m³以上の大口の使用者の部分は、寄居町の地域事情として、世界的に有名な企業の超大口の工場がある。このような超大口の事業所は大量に水を使うので、第1回の会議でも説明したように大口の事業者で料金全体の約2割程度を占める。

そこに多く負担を求めるという考え方もあるが、ここ数年のコロナ禍のように、世界的な景気の波などがあると、水道料金収入が大きく左右されることも想定されるので、これが2点目の大きな課題である。大口事業者へ依存度を増すのではなく、低減を図る。また、将来を見据える中で、寄居町は企業誘致を推進していくため、水道料金がポイントになり、大口の料金への依存度を低減することが大きな課題として案を作成した。

アドバイザー： 料金改定の案について、特質する点をご説明いただいたが、料金改定では、超大口の事業者に水道料金を多めに負担してもらうという考え方も一つ正しいと言える。これはB案に近い考え方である。

しかし、その一方でそういった超大口の事業所に依存しすぎてしまうと、今後、その事業所の使用水量が大幅に減る事態も考えられ、水道料金収入への影響が非常に大きいので、その影響を避けるために依存度を低くして、少し料金の設定を下げているのがC案である。

どの案も一長一短あり、100%満点の回答はない中で、B案とC案それぞれに特色がある。

今現在はこの案が良いかもしれないが、町の今後のことを考えるとこの案が良いのではないかなど、率直な意見を出していただけると、とても建設的な議論になるので、皆様から思い思いの意見をお願いします。

会 長： それでは、本日の審議の論点として、まず一つは基本水量の廃止について。次に

基本料金の改定について。それと一般家庭と事業者の負担割合をどうするのか、大まかに分けたらその3点の審議をしていけばよいか。

アドバイザー： そのとおりである。

会 長： それでは、これらのことを踏まえて審議を行いたいと思います。
よろしければ委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

委員 A： 料金設定の概要で3案あるが、B案C案について基本料金を10%増加させ平成23年度の減額前に戻すとあるが、これはどういうことか。

事務局： そのことは、会長から経緯のお話をいただくなど過去の委員会でも触れているが、ほぼこの金額が平成23年度に基本料金を10%減額する前の数字である。

値下げの背景としては、超大口の企業立地があり、当時の政治的な判断により一律で基本料金を10%減額した経緯がある。

B案C案は、まず基本料金を10%増額して減額前に戻し、不足する12%の従量料金を上げることにより、全体で22%の改定を行う内容である。

委員 B： 8ページC案の口径13mmの一般家庭の内訳で使用水量のところを見ている。近所で一人家庭やご夫婦のみの家庭が増えていて、そうした家庭がこれからも増えることが考えられ、そうなると家庭の人数が減り使用水量も少なくなると思う。

そうしたことを想定して料金改定の試算をしていると思うが、一般家庭の使用水量ごとの割合の数字はあるか。

事務局： 大まかな捉え方になるが、0～10m³の使用者で約2%、11m³～20m³が約5%、21m³～50m³が約32%、51m³～100m³までが約25%である。一般家庭で使用する水量としては、その程度を想定する。

委員 C： 今の口径13mmの基本料金2,330円には、20m³までの基本水量が入っていて、B案C案では、基本料金を平成23年度の減額前の水準に戻すということであ

るが、減額前の料金体系では、基本水量は入っていたのか。

事務局： 平成23年度以前の料金体系は、現行と同様、基本水量は入っている。基本水量を廃止する検討は今回が初めてである。

委員C： 基本水量が廃止となると、今まで含まれていた20m³の水量がどこにあるのかと疑問である。

基本水量廃止でこの料金では、今までの基本水量はどうしたのかという意見が出ると思うが、それをどう考えるのか。

事務局： アドバイザーからも説明いただいたように、そもそもこの基本水量の考え方が水道の普及を進めていく過去の歴史の中で黎明期から設定されている内容であり、現状、少量使用者の公平性を確保するためにこれは廃止をして、実際にお使いいただいた水量に見合う形でご負担をいただくという内容である。

従量料金を1m³からご使用いただくごとに料金を加算させていただくので、基本水量を廃止する20m³までは料金を低く抑え、現行からの上げ幅を少量使用の皆さんになるべくご負担をかけないようにする内容がB案とC案である。

今回の改定は、少量使用者の方も含め、すべての使用者に値上げの部分で多少なりとも痛みを共にしていただかなければならないという考えである。

委員C： 意図は分かったが、もう一つ、先ほどBさんからの質問にあった、0～10m³の使用者が2%、11～20m³では5%とのことだが、これは1ヶ月の算定か2ヶ月の算定かを確認したい。

事務局： 説明した資料の根拠は、令和4年度の2ヶ月ごとの数値を元にしたもので、使用水量と戸数の割合を算出したものである。

委員C： 2か月ということはわかった。もう少し細かく10とか20とかに分けて、例えば1,500円とかにすべきかと思う。このままだと今までの料金体系を引きずる感じがする。確かに1～20m³までの料金に配慮していることは納得するが、自分

の意見としてはそういう改定をして欲しい。

委員D： 料金表について何人かに意見をいただき、B案が良いのではないかとのことだった。

B案とC案を比較すると、C案は口径13mmを使っている方達の改定率が高く、大口使用者に配慮する形を取っているが、B案は事業者モデルについて割高になっている。大口使用者はそれなりに利益を得ているわけだから、負担が大きくなるのは仕方がないのではないか。一般家庭のライフラインである電気やガスの物価も上がっている。

私としてはB案の方に賛成である。

《10分間休憩》

《再開》

委員E： B案の事業者等モデルケースで、口径100mmの使用量30,000m³と口径200mmの40,000m³は改定率が124%であるが、口径50mmの2,000m³は改定率122%で、全体の改定率そのままの数値であり、それ以外の小口径の使用者は比較的上昇率が平均よりも抑えられるということであるならば、その30,000m³や40,000m³を使用する使用者に、それ以外の使用者すべての負担がかかっていくそういう形になる。

そこで聞きたいのだが、この30,000m³や40,000m³を使用している使用者の水量は全体の何%なのか、また、その使用者数は何件か。

事務局： 30,000m³や40,000m³を使用している事業者の数は、共に1者ずつである。また、該当する2者と他の大口数者を合わせた給水量の割合になるが、令和4年度の決算ベースで、全体の2割弱である。

委員E： 2割の使用量のある使用者だけが、平均よりも2%増えるだけで98%がアップを抑えられるということになるが、間違いはないか。

事務局： 令和4年度の決算数値をベースに計算をしており、間違いはない。

会 長： 今までの議論を踏まえて、アドバイザーさんから何かあればお願いしたい。

アドバイザー： 委員の皆さまのご質問に対して、わかりやすくなるように補足の説明をさせていただきます。

基本料金と基本水量の見方を補足すると、水道料金というのは、水道を全く使用しなくてもかかる基本料金と使った水量にかかる従量料金をプラスする設定になっている。わかりやすい例が電話料金である。基本料金というベースの料金があり、通話したらその通話時間にあわせた料金が加算される。

水道も同じようなイメージであり、基本料金がまずベースにあり、それに従量料金という形で、使った使用量に応じた水量料金が加算されていくというシステムである。

なぜ、こうした形になっているかというと、基本的に水道事業は装置産業であり、浄水場や配水施設などいろいろな施設を持ち、その維持管理に莫大な金額がかかっている。それを全部基本料金で負担してもらおうとすると基本料金自体がかなり高くなってしまう。

基本料金というのはベースになる金額であるので、ここを高くしすぎてしまうと、水量を使わない方々に過剰な負担となってしまうので、改定案のように基本料金はオーソドックスな水準に設定して、従量料金を使用する水量に応じてきめ細かく設定し、大口の事業者にし少し多く負担してもらうことにより、多くの水道事業者の水道料金は成り立っている。

事務局の説明にあるように、かつて1回下げた基本料金を10%減額前に戻すということで極力大きく動かさずに、従量料金で調整するという料金表の改定案が作られていることがまず1点補足としてある。

委員Cから現行の基本水量はどこにいったのかと質問があったが、資料3の水量料金表に「0～20㎥まで0円」と書き加えていただき、20㎥までは使用しても単価が0円であると考えると分かりやすいと思う。

基本水量が設けられていると、0～20㎥までの料金がどれだけ使っても変わらないというのは、例えば20㎥ギリギリまで使用している人と、一生懸命節水して5㎥程度に抑えている人の料金が同額のため、頑張っ節水している人がどうして同じ料金なのかという疑問を持つことが考えられる。今回のB案やC案のように、1～10㎥までは単価5円、11～20㎥までは10円と、もともとの基本水量を設けていた当時から大きく齟齬がないよう、少水量使用者への配慮としてかなり低

く設定されている。

また、委員 B からあった水道料金の改定率のベースにある考え方は、例えば 6 ページの 40 m³の料金表の改定率のラインで、委員 B が言われたように、確かに単身世帯だったりいろいろな家庭があり、この考え方が今の時点では正しいけれど、今後、世情が変わったりとか、人のライフスタイルが変わると当然ベースの考えが変わることがあると思う。ただ、基本的に料金改定する時は口径ごとの数であったり人口の変動だったり様々なデータを使ってこの改定率を算出して、社会事情はしっかり反映される形になっていると思うので、この改定案はしっかり揉まれているということが 2 点目の補足である。

あと、委員 E から質問があった、B 案の 6 ページで大口使用者の 124% のところだが、例えば口径 200 mm の 40,000 m³の使用量は改定率 124% で、平均改定率の 122% よりプラス 2% 上昇するだけで、口径 13 mm の改定率が 122% を一律に下回っているが、それでバランスが取れているとはちょっと考えにくいという指摘は、確かにこの数字だけを見るとそういう疑問はもつともである。

この点に関して、確かに大口径の事業者が使っている水量は多いが、そこは全体を通して約 20% である。逆に言うところの 13 mm の一般家庭は寄居町の住民の方々の世帯なので、その母数はおそらく万単位の戸数がある。

例えば一つの会社から 1,000 円負担していただくのと、100 人の人から 200 円ずつ負担していただくのなら、最終的に 100 人から 200 円いただく方が収入としては高額となる。そのため改定率は低くても収入総額の点で見れば支障がないという計算になっているので、全体の約 2 割を大口事業者で賄えているとしたら、残りの 8 割の小口径使用者の水量料金収入の部分を抑えることができるということが 3 点目の補足である。

最後に委員 D からは、B 案の方が良いという発言があったが、それについて理由を述べてはっきりと意見を言われたことは、審議の過程において非常に重要なことだと思う。

会 長： 委員からいろいろなご意見等をいただき、アドバイザーさんからは補足説明をいただいた。

前回の委員会で 22% 上げる料金改定が必要であることは、ご理解いただいていると思うが、これまでの審議の状況から従量料金の配分を最終的にどうするかという判断が必要である。

委員の皆さんに検討を進めていただくうえで、ここで2点確認したい。まず1点目は、基本水量を廃止することでよろしいか確認したい。次に2点目として、基本料金を10%上げて平成23年度に下げた以前に戻し、不足する12%を従量料金で配分を検討することでよろしいか確認したい。

この2点について、ご承認をいただける方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

会 長： 2点について、ご賛同いただいた。

あとはこの従量料金の改定分について、どの口径の使用者からどのくらい負担をいただくのかという判断が必要である。

委員F： 一般家庭の立場で言えば、B案が良いという話になるかと思うが、民間企業は景気に左右されやすく、依存しすぎると見込んだ料金が極端に減ってしまうリスクがある。そうなると水道施設を計画通り直せないということになるため、C案があるのだと思う。

大変難しいかと思うが、パターン比較の評価項目が全部丸になるようなもう一案を出すことはできるか。

事務局： ご指摘の資料2 料金パターン案の比較の内容を申し上げますと、現在は全て丸がついている案がない。

具体的には、C案が丸に近づけば、現在の内容よりもさらに全体のバランスが良くなるということなので、時間をいただいて、4つ目の案を何とか考えられればと思う。

委員B： D案が出せないかということに関連する内容になるかと思うが、使用水量の区分が50m³までは非常に小刻みで、50から100m³まで一気に上がる。それから事業者モデルの方は、口径によって違っていて、これをもう少し細かく段階を入れたら改定率がどう変化するのか試算をしてみてもどうか。

段階を細かくすることによって、違った面が出てくるのではないか。

事務局： 今回、資料としてお示しをしているモデルケースは、皆様が対比しやすいように主要な部分を抜粋する形で使用水量を段階的にお示ししている。

この試算は、小刻みに積み上げた金額が総額で令和7年度に改定すべき22%を満たすように策定したものである。

今後具体的な作業として、改めてできる範囲で細かく積算し微調整を行い、4つ目の案を何とかお示しするようにしたい。

会長： それでは、ただいまご意見をいただいたとおり、事務局でもう1つの案を提案するということだが、再度、水道委員会で審議するということによろしいか。

【異議なし】

会長： アドバイザーさんから、何かあるか。

アドバイザー： 委員の皆様のお考え方について賛同する。

水道料金は、一度決まるとそれから先、5年10年もしかすると、事業が順調に経過すれば20年そのままの料金体系がずっと続くことも考えられるので、今日の話を持ち帰り、ゆっくりもう一度考えてみていただけたらと思う。

次回、新しい案も含めて検討し、最終的に一番寄居町に合っている料金表を策定できたらベストだと思う。今だけではなく、これから先のことにも思いを馳せながら、考えていただければいいかと思う。

会長： それでは、本日の委員会の決定としては、基本水量を廃止すること。それから基本料金を平成23年度の値下げ前に戻す10%値上げの改定をすることとし、一般家庭等と大口使用者の配分をどうするか、従量料金をもう少し検討する必要があるため、事務局において、もう1つの案を出していただいて、次回の委員会で検討することによろしいか。

皆さんご賛同いただけるか。

【異議なし】

会 長： ご賛同いただいた。

最後にこれまでの審議を通じて、皆さんから何かあるか。

委員G： 改定率22%の件だが、これは一度に令和7年度に22%っていうのは大きなことだと思う。

例えば、数年に分けて段階的に金額を引き上げることは検討してもらえないか。

事務局： 総額で22%の値上げについて、段階的というお話であるが、コロナ関連等で値上げ実施を当初の予定より先に延ばすなど、実際に他の事業体で行われている。

前回の委員会で投資財政計画をお示ししたが、収入の水道料金は、令和7年度に22%の改定を見込み、計画最終年度まで目標値がある。仮に段階的な引き上げにより、前半を抑えた形にすると、後半のどこかで前半抑えた分を増加させる必要がある。

計画期間内に必要な全体額が減るわけではないため、後半の負担が大きくなることをご理解いただけるのならば、手法として検討できるとは思う。

(2) その他

会長： 委員の皆さんから何かあるか。

《なし》

会長： 事務局から何かあるか。

事務局： 次回4回目の開催について、来月3月の20日前後で開催を予定させていただく。

閉 会